

第 25 期 第 6 回

別海町農業委員会総会議事録

令和5年11月27日 開会

別海町農業委員会

第 2 5 期 第 6 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 5 年 1 1 月 2 7 日)

○開催日時 令和 5 年 1 1 月 2 7 日 (月)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 4 5 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について (農業経営基盤強化促進法) |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地等あっせん結果の報告について (別海町農地移動適正化あっせん基準) |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 現況証明願いについて |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 別海町農業委員会委員記章はい用規程の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 6 号 | 別海町農業委員会身分証明書規程の制定について |

○出席委員（26名）

会長 27番 信夫重勝
会長代理 26番 加藤真純

1番	羽石健一	2番	加藤祐介
3番	芳賀石均	4番	阿部浩
5番	石森裕治	6番	毛田剛
7番	押田賢二	8番	山田良雄
9番	木幡誠子	10番	佐々木實
11番	竹花智子	12番	猿田忠義
13番	畠山友子	15番	藤川浩夫
16番	石田昌樹	17番	及川敏夫
18番	小島敏明	19番	伊藤春一
20番	岸本正	21番	伊目英
22番	豊島千	23番	目黒夫
24番	岡崎知暢	25番	大内光

○欠席委員（1名）

14番 市川義晴

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	川畑智明
総務担当	主幹	大山晋作
農地調整担当	主査	志渡正勝
農地調整担当	主任	川原浩貴
農地調整担当	主事	加藤智也

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

9番 木幡誠 10番 佐々木 實

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 信 夫 重 勝 ⑩

議席 9 番 木 幡 誠 ⑩

議席 10 番 佐々木 實 ⑩

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 5 件、議案 6 件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第 6 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 26 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては、14 番市川委員、1 名です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。9 番木幡委員、10 番佐々木委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（志渡主査）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 12 件ございます。1 号から 3 号までにつきましては、本年 10 月総会で報告をさせていただきましたが、農用地の価格について意向が一致せず不調に終わったため、関係規定に基づき町長に対し買入れ協議の要請に取り組んだところ、この度、協議が整う運びとなったものです。4 号から 12 号につきましては、農地売買等事業により北海道農業公社が買入れた土地について一時貸付けを行う内容です。今後の取り扱いについては後の議案第 3 号で提案し御審議いただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第 1 号、あっせん候補者、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益

財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、
— 外 筆、計 m²。農地の所有者、
番地の、。あっせん委員、芳賀委員外 5 名。あっせん結果、
成立。あっせん価格、売買で 円

次号から第 3 号までのあっせん候補者及び第 1 2 号までのあっせん結果につ
きましては同文ですので、朗読を省略いたします。

第 2 号、あっせん対象地、— 外 筆、計 m²。農地の所有者、番地の、。あっせん
委員、同上。あっせん価格、売買で 円。

第 3 号、あっせん対象地、— 外 筆、計 m²。農地の所有者、番地の、。あっせん委員、同
上。あっせん価格、売買で 円。

第 4 号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、—
外 筆、計 m²。農地の所有者、札幌市中央区北 5 条西
6 丁目 1 番地 2 3、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あ
っせん委員、大内委員外 5 名。あっせん価格、賃貸借で年額
円。

次号から 1 2 号までの農地の所有者につきましては同文ですので、朗読を
省略いたします。

第 5 号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、
— 外 筆、計 m²。あっせん委員、羽石委員外 5 名。あっ
せん価格、賃貸借で年額 円。

第 6 号、あっせん候補者、番地の、。あっ
せん対象地、— 外 筆、計 m²。あっせん委員、
同上。あっせん価格、賃貸借で年額 円。

第 7 号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、— 外 筆、計
m²。あっせん委員、同上。あっせん価格、賃貸借で年額
円。

第 8 号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、— 外 筆、計
m²。あっせん委員、同上。あっせん価格、賃貸借で年額
円。

第 9 号、あっせん候補者、番地の、。あっせん
対象地、— 外 筆、計 m²。あっせん委員、羽石委
員外 4 名。あっせん価格、賃貸借で年額 円。

第 1 0 号、あっせん候補者、番地の、。あっせん対象地、— 外 筆、計

㎡。あっせん委員、羽石委員外 5 名。あっせん価格、賃貸借で年額 円。

第 1 1 号、あっせん候補者、 番地の 、 。あっせん対象地、 ー 外 筆、計 ㎡。あっせん委員、同上。あっせん価格、賃貸借で年額 円。

第 1 2 号、あっせん候補者、 番地の 、 。あっせん対象地、 ー 外 筆、計 ㎡。あっせん委員、同上。あっせん価格、賃貸借で年額 円。

以上で報告第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第 1 号の事務局説明が終わりました。ここで、調整に当たられた委員の説明を求めます。1 号及び 2 号につきましては 3 番芳賀委員、3 号につきましては 1 3 番畠山委員、4 号につきましては 1 7 番及川委員、5 号から 1 2 号につきましては 6 番石毛委員。

それでは、1 号及び 2 号につきまして 3 番芳賀委員お願いいたします。

○3 番 芳賀委員

はい、説明します。先月の総会に提出されていたものですが、 さん、 さん、ともに離農に伴う地域調整が完了し、北海道農業公社に買取をお願いするものになります。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3 号につきまして 1 3 番畠山委員お願いいたします。

○1 3 番 畠山委員

はい、御説明いたします。これは、1 0 月総会での不成立案件で、今月、北海道農業公社の買入れが成立したものです。

○議長（信夫会長）

続きまして 4 号につきまして 1 7 番及川委員お願いいたします。

○1 7 番 及川委員

はい、説明いたします。 さんの畑だったところですが、今回飛び地を が賃貸してもらうという案件です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、5 号及び 1 2 号につきまして 6 番石毛委員お願いいたします。

○6 番 石毛委員

御説明いたします。皆さん同じ農地保有合理化事業で 5 年間の一時貸付けの案件ですので、続けて説明します。5 号の さん、6 号の さん、7 号の さんにつきましては、 さんの土地の案件です。そして、8 号の さん、9 号の さんは さんの畑、1 0 号の さん、1 1 号の さんは さんの畑、1 2 番の さんについては さんの畑で、皆さん 5 年後の買取を目指しての一時貸付けの案件です。

よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

報告第1号につきまして委員説明が終わりました。なお、9号につきましては[]に関する案件ですので、議事参与制限とさせていただきます。ここで、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 報告第2号「農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（志渡主査）

報告第2号、農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）。次の者から農地等のあっせん申出書の提出があり、別海町農地移動適正化あっせん基準に基づきあっせんを行ったので、同基準第8第2項第3号の規定により報告する。

本件は5件ございます。農地所有者の申出により、所有権の移転のあっせんを行ったものであります。今後の取扱いについては後の議案第3号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、芳賀委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

第2号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

第3号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっ

せん対象地、[]－[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、同上。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

第4号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

第5号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、同上。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。ここで、調整に当たられた委員の説明を求めます。1号から3号につきましては3番芳賀委員、4号及び5号につきましては13番畠山委員。

それでは、1号から3号につきましては3番芳賀委員お願いします。

○3番 芳賀委員

はい、併せて御説明します。報告第1号にありました離農に伴う北海道農業公社の買上げの中で、買上げが不適とされた一部の農地について、近隣の農家に引き取ってもらうことで話がついたものです。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、4号及び5号につきましては13番畠山委員お願いします。

○13番 畠山委員

はい、4号、5号ともに[]さんの離農で、北海道農業公社が買入れできなかった土地を、[]さんと[]さんに一般あっせんで売買するものです。

○議長（信夫会長）

報告第2号の委員説明が終わりました。ここで、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに

決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第3号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後、北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和5年9月29日開催の第4回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります10月25日としております。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決報告ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第4号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和4年度に農地転用許可を行った案件につきまして、令和5年11月14日に現地調査を行ったものです。内容につきましては、申請時における計画どおりですので、申請者、土地所有者、計画高、出来高、事業完了年月日を朗読させていただきます。

第1号、申請者、[]番地、[]。土地の所有者、[]番地の[]、[]。砂計画高、3万4,165 m^3 に対し出来高、1万1,662 m^3 。事業完了年月日、令和5年10月10日。

第2号、申請者、[]番地、[]。土地の所有者、[]番地の[]、[]。砂計画高、3,467 m^3 に対し出来高、3,467 m^3 。土計画高、4,076 m^3 に対し出来高、4,076 m^3 。事業完了年月日、令和5年10月23日。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第4号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。1号につきましては3番芳賀委員、2号につきましては18番小島委員。

それでは、1号につきまして3番芳賀委員お願いします。

○3番 芳賀委員

はい、この場所は3年目になるんですけど、起伏修正を目的とした砂の採取となります。今年度で終了しますが、8月には播種が終わっており10月には採草も行われて、極めて良好な状態でした。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして18番小島委員お願いします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。[]さんのところですが、11月14日に現地を見てまいりました。綺麗に整地されていて、あとは播種するだけのように見えました。また、ここは今回で砂採取は終了するということです。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

報告第4号の委員説明が終わりました。ここで、報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございません

んか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長(信夫会長)

日程第5 報告第5号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(川原主任)

報告第5号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は4件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

8番山田委員。

○8番 山田委員

はい、3号の[]なんですけれども、4月から7月の決算になっているのかわからないんですけど。

○事務局(川原主任)

通常、決算期は1年間ではあるんですけど、本法人の設立が今年の4月で、決算期は7月までとしているので、本法人については1年目のみ3か月程度での決算ということになっています。2年目以降は1年間の決算期ということになります。

○8番 山田委員

わかりました。

○議長(信夫会長)

そのほか、何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 議案第1号

○議長（信夫会長）

日程第6 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第1号、申請人の住所氏名、譲渡人、[]番地の[]、[]。譲受人、[]番地、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—外[]筆、計[]m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は[]円で、1ヘクタール当たり約[]円となっています。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—外[]筆、計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため使用貸借により農地所有適格法人へ貸し付けるものである。借人は、農地所有適格法人として使用貸借により農地を借り受けるものである。貸借期間、許可日から40年間。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—外[]筆、計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用

するため使用貸借により農地所有適格法人へ貸し付けるものである。借人は、農地所有適格法人として使用貸借により農地を借り受けるものである。貸借期間、許可日から40年間。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]ー[]外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。貸借期間、許可日から1年間。賃貸価格は[]円で、1ヘクタール当たり約[]円となっています。

第5号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]ー[]外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。貸借期間、許可日から1年間。賃貸価格は[]円で、1ヘクタール当たり約[]円となっています。

第6号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]ー[]外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から40年間。

第7号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]ー[]外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、母の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から10年間。

第8号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]ー[]外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から40年間。

第9号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]ー[]外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため使用貸借により農地所有適格法人へ貸し付けるものである。借人

は、経営規模拡大のため使用貸借を受けるものである。貸借期間、令和5年12月15日から40年間。

第10号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－外[]筆、計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため使用貸借により農地所有適格法人へ貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため使用貸借を受けるものである。貸借期間、令和5年12月20日から40年間。

第11号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－外[]筆、計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である三男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和5年12月20日から40年間。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第1号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては20番岸本委員、2号及び3号につきましては25番大内委員、4号及び5号につきましては18番小島委員、6号につきましては12番猿谷委員、7号につきましては5番石森委員、8号につきましては21番伊藤委員、9号及び10号につきましては13番畠山委員、11号につきましては18番小島委員。

それでは、1号につきまして20番岸本委員お願いします。

○20番 岸本委員

はい、1号について説明いたします。[]さんと[]の売買ということで、11月14日に現地調査をしてまいりました。特に問題ないと見てまいりましたので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号及び3号につきましては25番大内委員お願いします。

○25番 大内委員

はい、[]さん、[]さんは親子でありまして、一緒に営農されています。それぞれ所有している土地を、[]に貸し付けるということで問題ないと思っています。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、4号及び5号につきましては18番小島委員お願いします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。[]さんですが、年内での休農にはなるということですけど、この度[]と[]と1年間の賃貸を

結ぶというものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、6号につきまして12番猿谷委員お願いします。

○12番 猿谷委員

はい、御説明いたします。[]さんから[]さんに令和6年1月1日付けで経営移譲することに伴う農地の使用貸借ですので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、7号につきまして5番石森委員お願いします。

○5番 石森委員

はい、御説明いたします。[]さんから息子の[]さんに令和6年1月1日付けで経営移譲することに伴う農地の使用貸借ですので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、8号につきまして21番伊藤委員お願いします。

○21番 伊藤委員

はい、[]さんから息子さんである[]さんに来年1月1日付けで経営移譲することに伴う農地の使用貸借ですので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、9号及び10号につきまして13番畠山委員お願いします。

○13番 畠山委員

はい、御説明いたします。9号の[]さん、10号の[]さん、ともに期間満了による再設定の案件ですので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、11号につきまして18番小島委員お願いします。

○18番 小島委員

はい、[]さん、[]さんの親子間の使用貸借がこの度切れることから、新たに40年の使用貸借をするものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第1号の委員説明が終わりました。それでは議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして原案のとおり許可

◎ 日程第 7 議案第 2 号

○議長（信夫会長）

日程第７ 議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

議案第２号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について。次の者から農地法第５条第１項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[] - [] 外 [] 筆。面積、計 [] m²。契約内容、賃借権。目的、砂採取。計画内容、砂採取量、計 [] m³。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、[]番地の []、[]。転用者氏名、[]番地の []、[] []。

以上で議案第２号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第２号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。１号につきましては３番芳賀委員お願いいたします。

○ 3 番 芳賀委員

はい、御説明いたします。現場は継続案件で、川に沿っての落差を砂を取りながら草地へ変えていくということで、一回の規模は大きくはないですけど順調に進んでいます。今回申請が上がって、さらに利用したいということですので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第２号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第２号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号を原案のとおり許可することに決定し、北海道農業会議への意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者への許可書を交付することといたします。

（10時50分から11時05分まで休憩）

◎日程第8 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第8 議案第3号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

議案第3号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第5第1項第6号による計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により決定を求める。

本案は所有権の移転が9件、利用権の設定が10件となっております。

所有権の移転の第1号から第8号及び利用権の設定の第1号から第9号までは報告第1号及び報告第2号と内容が重複いたしますので、所有権の移転の内容及び設定する利用権から朗読いたします。

第1号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和5年11月28日。対価、 円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和6年1月11日。引渡しの日、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第8号までの所有権の移転時期、対価の支払い方法、引渡しの日、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、 円。対価の支払い期限、同上。

第3号、所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、 円。対価の支払い期限、同上。

第4号、所有権の移転の内容、利用目的、採草放牧地として利用。対価、 円。対価の支払い期限、令和5年12月30日。

第5号、所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、 円。対価の支払い期限、同上。

第6号、所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、 円。対価の支払い期限、同上。

第7号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、 円。対価の支払い期限、同上。

第8号、所有権の移転の内容、利用目的、採草放牧地として利用。対価、

円。対価の支払い期限、同上。

第 9 号、所有権の移転を受ける者、番地の、。所有権の移転をする土地、一 外 筆、計 m²。所有権の移転をする者、番地の、。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び採草放牧地として利用。所有権の移転時期、同上。引渡しの日、令和 5 年 1 月 28 日。当事者間の法律関係、贈与。

続いて利用権の設定です。

第 1 号、設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和 5 年 1 月 28 日。終期、令和 10 年 10 月 1 日。借賃、年額 円。借賃の支払いの方法、毎年、12 月 10 日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。

次号から第 9 号までの利用権の種類、内容、始期、終期、借賃の支払いの方法、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第 2 号、借賃、年額 円。

第 3 号、借賃、年額 円。

第 4 号、借賃、年額 円。

第 5 号、借賃、年額 円。

第 6 号、借賃、年額 円。

第 7 号、借賃、年額 円。

第 8 号、借賃、年額 円。

第 9 号、借賃、年額 円。

第 10 号、利用権の設定を受ける者、別海町 番地の、。利用権を設定する土地、一 外 筆、計 m²。利用権を設定する者、番地の、。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権。内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和 5 年 1 月 28 日。終期、令和 5 年 11 月 27 日。当事者間の法律関係、使用貸借。

ここで、所有権の移転の第 9 号及び利用権の設定の第 10 号について補足いたします。こちらにつきましては、さん、さんの案件ですが、本来であれば法人の構成員であるさんは、個人として農地の所有権移転を受けることはできませんが、農業経営基盤強化促進法における構成員による農地の取得の特例により、構成員が農地を取得する旨の利用集積計画及びその構成員が取得した農地を法人に貸付けする利用集積計画を同時に公告することで農地を取得することが可能となるものです。

以上で議案第 3 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第 3 号の事務局説明が終わりました。所有権の移転の 1 号から 3 号につきましては報告第 1 号で説明済み、4 号から 8 号につきましては報告第 2 号で説明済み、9 号は農業経営基盤強化促進法の特例対応、利用権の

設定の1号から9号につきましては北海道農業公社からの貸付け案件、10号は農業経営基盤強化促進法の特例対応ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、利用権の設定の6号につきましては[]ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により、議長を会長代理に交代します。

(議長を会長代理に交代)

○議長（加藤代理）

[]ですので、私が、議長を務めさせていただきます。利用権の設定の6号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により、[]番[]の一時退席を求めます。

([]番[] 一時退席)

○議長（加藤代理）

それでは、議案第3号の利用権設定の6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（加藤代理）

なしということですので、議案第3号の利用権設定の6号につきまして採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（加藤代理）

挙手なしということですので、議案第3号の利用権の設定の6号につきまして、原案のとおり決定します。

ここで、[]に対する議事参与制限を解除し、議長を会長に交代します。

([]番[] 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、議案第3号の利用権の設定の6号以外の質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

25番大内委員。

○25番 大内委員

所有権の移転の9号だったんですけど、これだけでは実の息子さんに贈与できないということなんですか。利用権の設定の10号が一緒じゃないと贈与ができないということなんでしょうか。

○議長（信夫会長）

私も朝の打合せで聞いただけなんですけど、[]さんは農地所有適格法人の代表ではありますが、個人としては農業者と認められないとい

うことで、そのままでは農地の取得はできないということです。ですので、個人として贈与を受けると同時に法人に利用権を設定しないと所有が認められないということだそうです。

○ 25 番 大内委員

農業者と認められないということは、どういうことなのでしょうか。

○議長（信夫会長）

法人としては農業者ではあるけれども、法人の構成員としての個人としては農業者という位置づけにならない。

○ 25 番 大内委員

実際に農業の仕事をしていても。

○議長（信夫会長）

法人の構成員として仕事はしているけれども、農業者ということ言えばあくまで法人が農業者という位置づけになるということになります。

○ 25 番 大内委員

代表でも駄目なんですか。

○議長（信夫会長）

あくまで法人が農業者ということになります。

○ 25 番 大内委員

わかりました。

○議長（信夫会長）

そのほかに、何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、議案第 3 号の利用権の設定の 6 号以外の案件につきまして採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第 3 号の利用権の設定の 6 号以外の案件につきまして、原案のとおり決定します。

◎日程第 9 議案第 4 号

○議長（信夫会長）

日程第 9 議案第 4 号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第 4 号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第 9 第 4 項の規定により証明する。

今月は1件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[]ー[]外筆、面積計[]m²。利用状況、雑種地。所有者、[]丁目[]番[]号[]。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきまして18番小島委員お願いいたします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。この前、現地に行ってみいりまして、非農地として見てまいりました。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。ここで議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第4号につきまして原案のとおり証明することに決定します。

◎日程第10 議案第5号

○議長（信夫会長）

日程第10 議案第5号「別海町農業委員会委員記章はい用規程の制定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川畑事務局長）

議案第5号、別海町農業委員会委員記章はい用規程の制定について。別海町農業委員会委員記章はい用規程を次のとおり定める。規程本文の朗読は省略させていただきます、概要のみ説明いたします。

このはい用規程の制定につきましては、これまで委員がはい用する記章、いわゆる委員バッジの着用につきましては、規程がありませんでしたので、規程を制定し、必要な事項を定めるものです。

第1条につきましては、ただ今の説明と同様ですので、説明を省略させていただきます。

第2条につきましては、はい用といたしまして、委員章は委員の身分を明らかにするためはい用し、委員としてその職務に従事するときに、はい用することとしております。

第3条につきましては、図案は全国農業会議所が指定したものとし、第4条では、はい用箇所を左襟又は左胸の見やすい場所としております。

第5条では、委員に任命したときに委員章を交付し、再任時は、引き続き既に交付した委員章を使用することとしております。なお、委員章をき損又は紛失した場合は、申し出により再交付を受けるものとし、この場合は、経年劣化等による破損等をした場合を除いて、実費を負担いただくこととしております。

第6条では、委員でなくなったときは、委員章を返還することとし、第7条では、貸与、譲渡の禁止を規定しております。

なお、附則としまして、この訓令は、令和5年12月1日から施行することとするものです。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、規程の制定に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第5号につきまして原案のとおり制定することに決定します。

◎日程第11 議案第6号

○議長（信夫会長）

日程第11 議案第6号「別海町農業委員会身分証明書規程の制定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川畑事務局長）

議案第6号、別海町農業委員会身分証明書規程の制定について。別海町農業委員会身分証明書規程を次のとおり定める。規程本文の朗読は省略させて

いただきまして、概要のみ説明いたします。

この身分証明書規程の制定につきましては、これまで委員及び職員に交付しております身分証明書につきまして規程がなかったこと及び農業委員会等に関する法律、農地法におきまして、立入調査時に身分証明書を携帯し、要求があった場合は提示しなければならないことが定められておりますので、この規程を制定し、必要な事項を定めるものです。

第1条につきましては、ただ今の説明と同様ですので、説明を省略させていただきます。

第2条につきましては、交付といたしまして、委員及び職員の身分証明書の様式を定めております。また、身分証明書の記載事項に変更があった場合、紛失、汚損があった場合の再交付の取扱いについても定めるものです。

議案43ページ下段から44ページ上段に委員の身分証明書の様式、44ページ下段から45ページ上段に職員の身分証明書の様式を記載しております。なお、委員と職員の様式の違いにつきましては、委員の身分証明書にのみ有効期限を定めているところのみです。

第3条は、身分証明書の返還義務、第4条には、貸与、譲渡の禁止、第5条には、交付状況の整理等を定めております。

なお、附則としまして、この訓令は、令和5年12月1日から施行することとし、現在、交付しております身分証明書は、令和8年7月19日まで有効であること、新たに制定した身分証明書とみなすこととしております。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、規程の制定に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第6号につきまして原案のとおり制定することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第6回総会を閉会します。